

第21期 第10回福岡県内水面漁場管理委員会議事概要

1. 日 時 令和5年1月11日（水） 14時00分～15時17分

2. 場 所 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁4階 漁業調整委員会室

3. 出席者

福岡県内水面漁場管理委員会委員 8名

4. 臨席者

福岡県農林水産部水産局水産振興課 3名

福岡県水産海洋技術センター内水面研究所 1名

福岡県農林水産部水産局漁業管理課 3名

福岡県内水面漁業協同組合連合会 1名

5. 議題及び議決内容

（1）遊漁規則変更の認可について（諮問）

（説明）

資料1に沿って県水産振興課から説明があり、協議の結果、申請のとおり認可して差し支えないと答申することが議決された。

（主な質疑や意見）

特になし。

（2）えつ流刺し網による採捕許可について（協議）

（説明）

資料2に沿って県水産振興課から説明があり、協議の結果、原案のとおり承認され、第21期第6回福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会に臨むこととなった。

（主な質疑や意見）

① 委員：令和4年度のエツの漁獲量が下がった理由は。

委員：新型コロナウイルスの影響による消費の減少や漁業者の高齢化によって漁に出る時間が減少したのではないかと。

（3）室見川の採捕禁止区域設定に係る委員会指示について（協議）

（説明）

資料3に沿って県漁業管理課から説明があり、協議の結果、原案のとおり委員会指示を発出することが議決された。

（主な質疑や意見）

① 委員：周知の看板の設置場所について検討いただきたい。

(4) 個人情報保護法改正に伴う関係規程の整備について（協議）

（説明）

資料４－１、４－２に沿って県漁業課管理課から説明があり、協議の結果、原案のとおり承認された。

（主な質疑や意見）

- ① 委員：個人情報保護委員会とはどういう組織か。

県：内閣府の外局として設置された委員会。

(5) 内水面における共同漁業の漁場計画（素案）について（報告）

（説明）

資料５に沿って県水産振興課から報告された。

（主な質疑や意見）

- ① 委員：共同漁業権と区画漁業権で免許の期間が異なるが、５年後は区画漁業権の部分のみ漁場計画を改正することとなるのか。

県：漁業法の規定により新たな漁場計画を作成することとなる。

(6) 第２１期第５回福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会について（報告）

（説明）

資料６に沿って県漁業管理課から報告された。

（主な質疑や意見）

特になし。

(7) その他

特になし。